

お知らせ

令和7年7月22日
総合政策局 統計分析課
分析活用班
担当：森田、戸崎（内線2142）
086-226-7258(班直通)

令和7年5月分

岡山県鋳工業生産・出荷・在庫指数〔速報〕

令和2年基準

－ 生産指数は103.2となり、2か月連続の上昇（対前月比0.9%） －

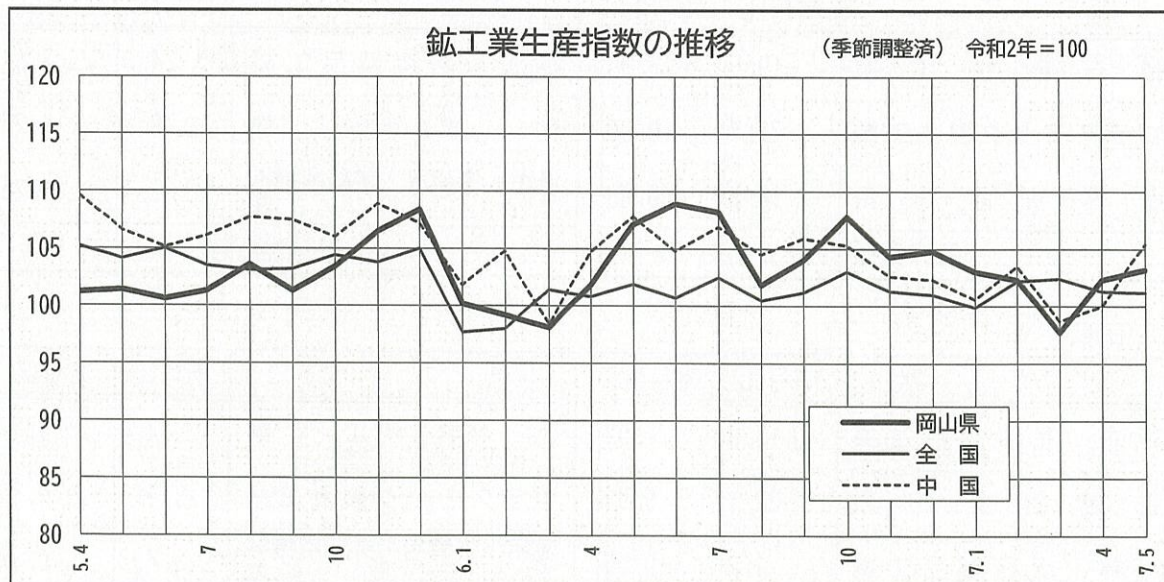
今月は、生産が上昇し、出荷、在庫が低下した。

業種別生産を見ると、輸送機械工業、金属製品工業、電気機械工業などが上昇し、汎用・生産用・業務用機械工業、化学工業、石油・石炭製品工業などが低下した。

鋳工業指数・増減率

区 分	生 産	出 荷	在 庫
季節調整済指数	(102.3)	(101.3)	(100.3)
岡山県	103.2	98.4	98.5
全 国	101.2	102.2	99.5
中国ブロック	105.4	101.9	104.7
前月比(%) 季節調整済指数	(4.7)	(8.3)	(0.7)
岡山県	0.9	△ 2.9	△ 1.8
全 国	△ 0.1	2.4	△ 1.8
中国ブロック	5.4	6.1	△ 3.2
前年同月比(%) 原指数	(0.5)	(△ 2.4)	(2.2)
岡山県	△ 5.4	△ 11.2	△ 1.5
全 国	△ 2.4	△ 2.3	△ 3.1
中国ブロック	△ 3.7	△ 4.7	0.0

注：() 内は前月の確報値



令和7年5月の鉱工業活動動向

1 概 況

令和7年5月の鉱工業生産指数（令和2年=100、季節調整済）は103.2で、前月比0.9%上昇した。

前月比では、生産が上昇し、出荷、在庫が低下した。前年同月比では、生産、出荷、在庫がいずれも低下した。

業種別生産を見ると、前月比で上昇した業種は、輸送機械工業、金属製品工業、電気機械工業など9業種で、低下した業種は、汎用・生産用・業務用機械工業、化学工業、石油・石炭製品工業など10業種となった。

2 上昇・低下に寄与した主な業種

(1) 生産

(単位：％、ポイント)

上	昇	前月比	寄与度
輸 送 機 械 工 業		10.8	1.95
金 属 製 品 工 業		30.7	1.46
電 気 機 械 工 業		14.5	0.38
計9業種			

低	下	前月比	寄与度
汎用・生産用・業務用機械工業		△ 6.9	△ 1.28
化 学 工 業		△ 6.6	△ 0.92
石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業		△ 13.7	△ 0.58
計10業種			

(2) 出荷

上	昇	前月比	寄与度
輸 送 機 械 工 業		19.5	3.30
プラスチック製品工業		21.7	0.80
金 属 製 品 工 業		14.2	0.48
計12業種			

低	下	前月比	寄与度
石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業		△ 24.6	△ 3.63
化 学 工 業		△ 8.9	△ 1.25
汎用・生産用・業務用機械工業		△ 2.1	△ 0.26
計7業種			

(3) 在庫

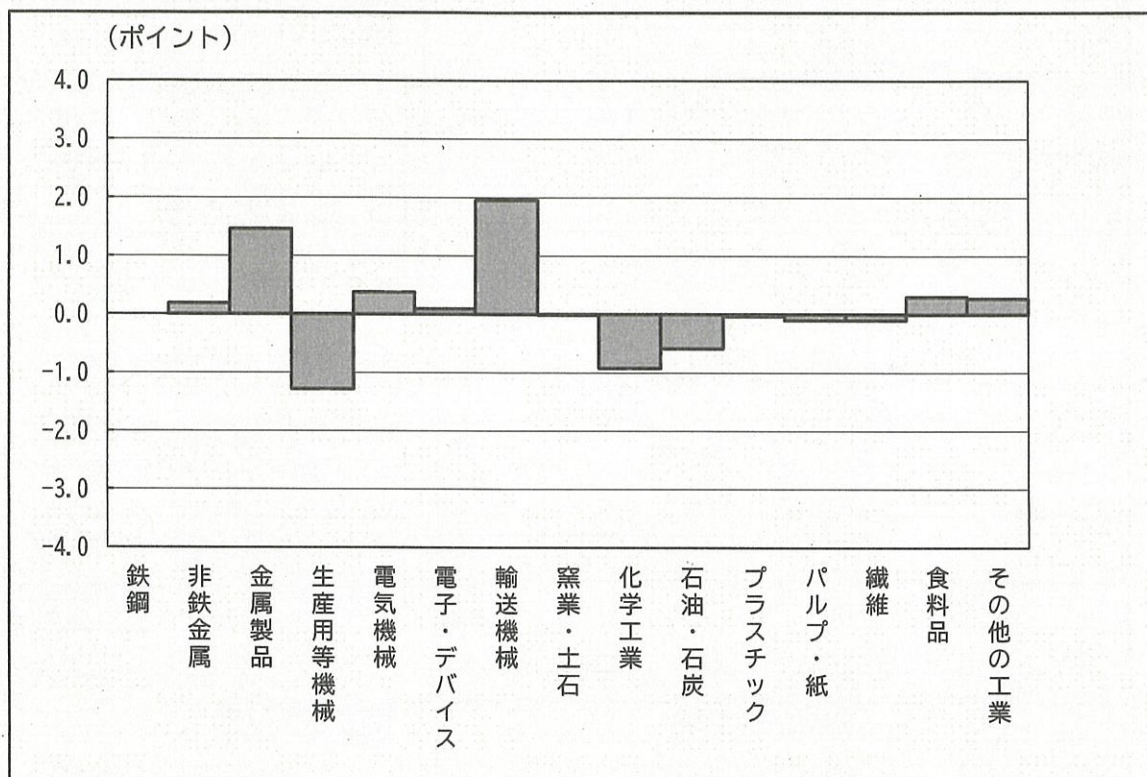
上	昇	前月比	寄与度
石 油 ・ 石 炭 製 品 工 業		12.8	1.03
金 属 製 品 工 業		22.1	0.97
窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業		1.2	0.07
計7業種			

低	下	前月比	寄与度
化 学 工 業		△ 2.0	△ 0.77
プラスチック製品工業		△ 7.8	△ 0.35
汎用・生産用・業務用機械工業		△ 4.3	△ 0.32
計10業種			

3 生産増減に占める業種別割合

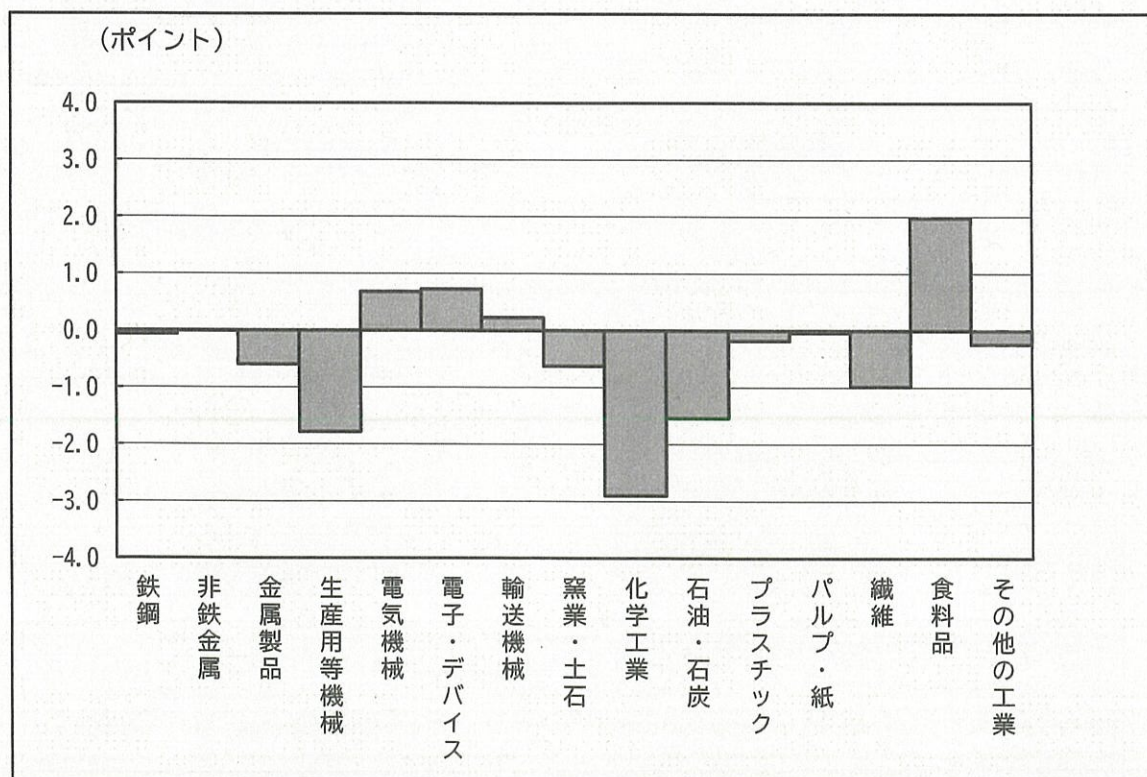
(1) 前月に対する寄与度グラフ

前月比 0.9%



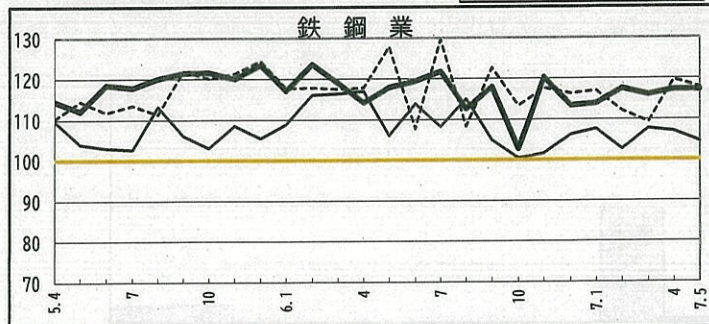
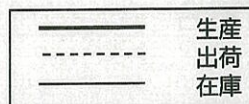
(2) 前年同月に対する寄与度グラフ

前年同月比 △5.4%



4 生産の業種別動向

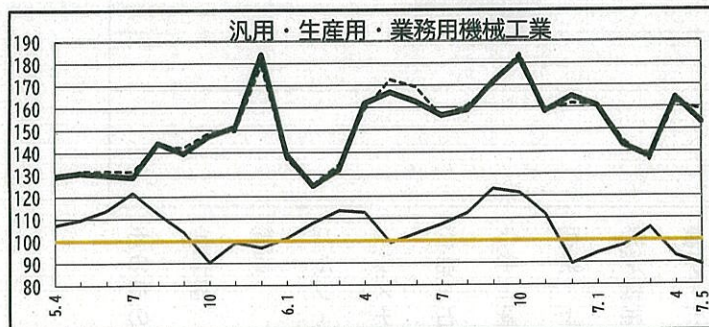
(1) 主要業種の生産動向



鉄鋼業
生産ウエイト=332.9

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
117.3	117.2	△0.1%	

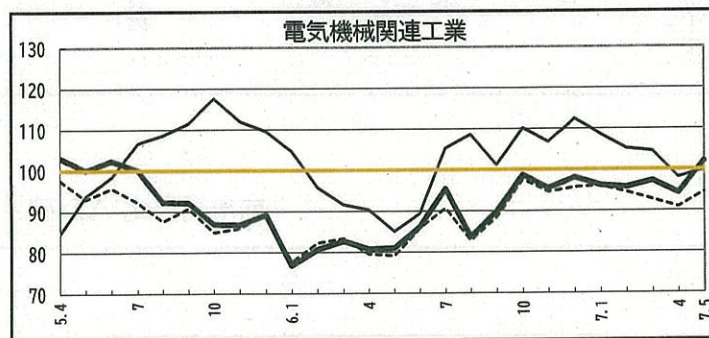
生産 原指数			
前年同月	当 月	前年同月比	
110.7	108.6	△1.9%	



汎用・生産用・業務用機械工業
生産ウエイト=1,132.7

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
164.4	153.1	△6.9%	

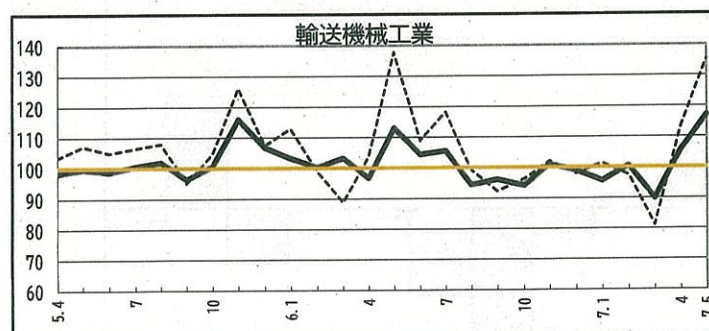
生産 原指数			
前年同月	当 月	前年同月比	
150.0	134.0	△10.7%	



電気機械関連工業
生産ウエイト=750.2

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
94.3	102.0	8.2%	

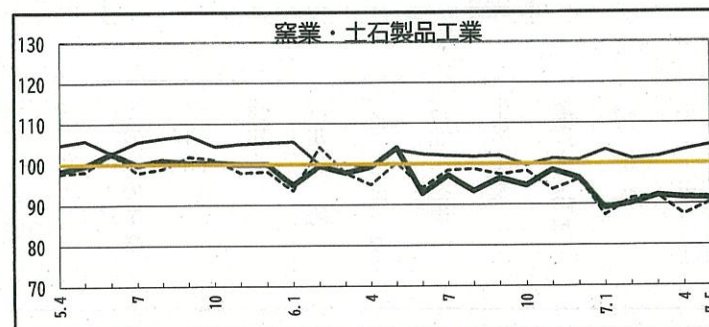
生産 原指数			
前年同月	当 月	前年同月比	
80.4	99.4	23.6%	



輸送機械工業
生産ウエイト=1,709.1

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
105.7	117.1	10.8%	

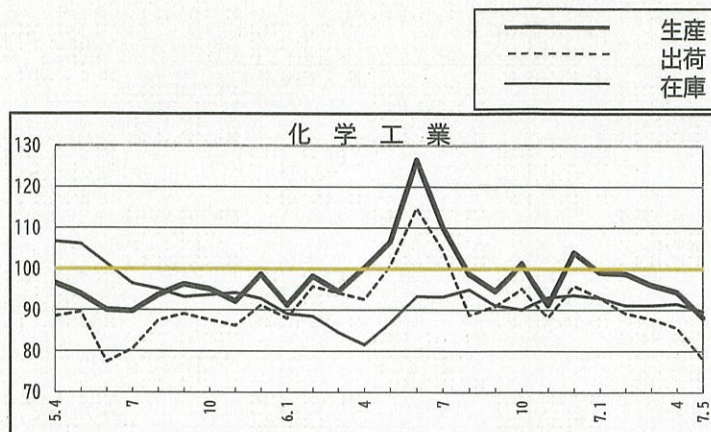
生産 原指数			
前年同月	当 月	前年同月比	
86.9	88.2	1.5%	



窯業・土石製品工業
生産ウエイト=484.9

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
91.6	91.4	△0.2%	

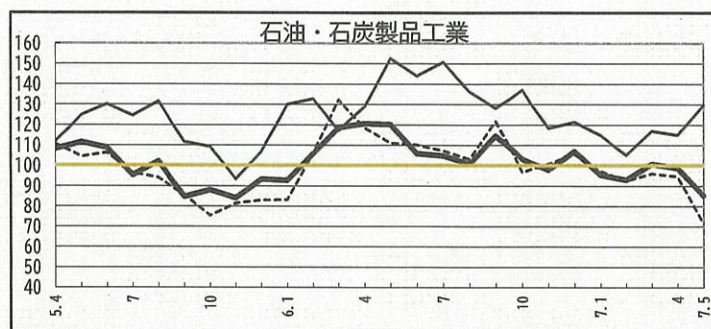
生産 原指数			
前年同月	当 月	前年同月比	
98.3	85.1	△13.4%	



化学工業
生産ウエイト=1,476.8

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
94.4	88.2	△6.6%	

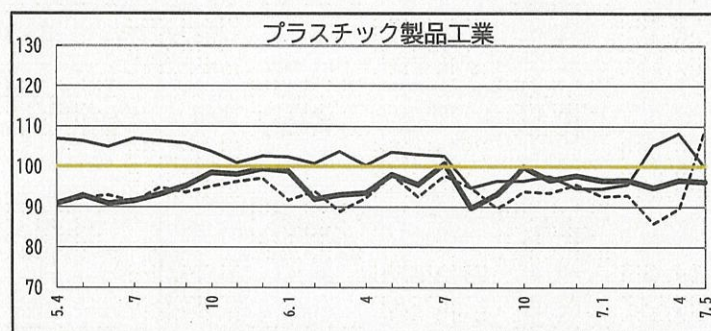
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
106.7	86.7	△18.7%



石油・石炭製品工業
生産ウエイト=430.1

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
98.7	85.2	△13.7%	

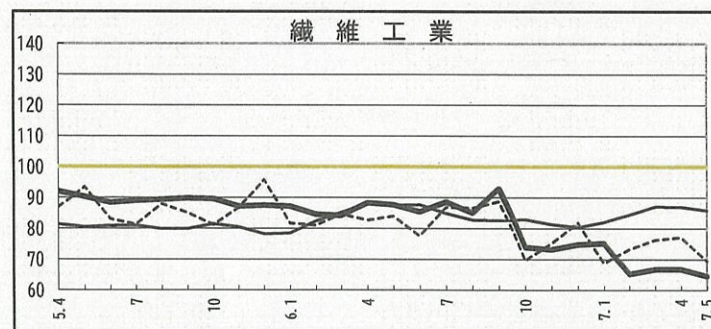
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
120.2	83.8	△30.3%



プラスチック製品工業
生産ウエイト=646.6

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
96.6	96.2	△0.4%	

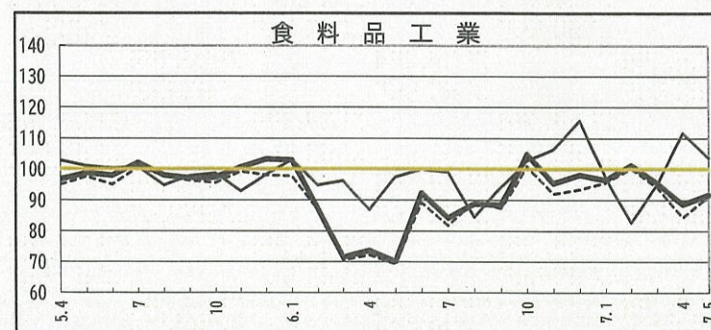
生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
96.4	93.5	△3.0%



繊維工業
生産ウエイト=444.3

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
66.8	64.6	△3.3%	

生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
82.9	60.5	△27.0%



食料品工業
生産ウエイト=956.8

生産 季節調整済指数			
前 月	当 月	前 月 比	
88.6	91.7	3.5%	

生産 原指数		
前年同月	当 月	前年同月比
78.0	99.1	27.1%

(2) 業種分類生産指数

(令和2年=100)

業 種 分 類	原 指 数			季節調整済指数		
	令和6年 5月	令和7年 5月	前年 同月比 (%)	令和7年 4月	令和7年 5月	前月比 (%)
鉱 工 業	101.0	95.5	△ 5.4	102.3	103.2	0.9
製 造 工 業	101.0	95.5	△ 5.4	102.3	103.2	0.9
鉄鋼業	110.7	108.6	△ 1.9	r 117.3	117.2	△ 0.1
非鉄金属工業	102.8	102.0	△ 0.8	89.2	100.4	12.6
金属製品工業	103.2	93.0	△ 9.9	79.9	104.4	30.7
汎用・生産用・業務用機械工業	150.0	134.0	△ 10.7	164.4	153.1	△ 6.9
汎用機械工業	x	x	x	x	x	x
生産用機械工業	87.2	79.5	△ 8.8	110.5	87.3	△ 21.0
業務用機械工業	x	x	x	x	x	x
電気機械関連工業	80.4	99.4	23.6	r 94.3	102.0	8.2
電気機械工業	83.5	114.1	36.6	r 114.1	130.7	14.5
電子部品・デバイス工業	79.1	93.1	17.7	88.2	90.0	2.0
輸送機械工業	86.9	88.2	1.5	105.7	117.1	10.8
窯業・土石製品工業	98.3	85.1	△ 13.4	91.6	91.4	△ 0.2
化学工業	106.7	86.7	△ 18.7	94.4	88.2	△ 6.6
石油・石炭製品工業	120.2	83.8	△ 30.3	98.7	85.2	△ 13.7
プラスチック製品工業	96.4	93.5	△ 3.0	r 96.6	96.2	△ 0.4
パルプ・紙・紙加工品工業	89.5	87.6	△ 2.1	93.7	89.4	△ 4.6
繊維工業	82.9	60.5	△ 27.0	66.8	64.6	△ 3.3
食料品工業	78.0	99.1	27.1	88.6	91.7	3.5
その他の工業	99.9	96.0	△ 3.9	97.2	101.5	4.4
ゴム製品工業	109.6	110.1	0.5	116.3	128.2	10.2
印刷業	93.3	89.9	△ 3.6	84.6	86.4	2.1
木材・木製品工業	104.5	93.5	△ 10.5	95.2	92.8	△ 2.5
その他製品工業	87.8	84.3	△ 4.0	97.5	94.2	△ 3.4
鉱 業	101.9	93.0	△ 8.7	100.4	100.5	0.1

(3) 特掲業種分類生産指数

(令和2年=100)

特 掲 業 種 分 類	原 指 数			季節調整済指数		
	令和6年 5月	令和7年 5月	前年 同月比 (%)	令和7年 4月	令和7年 5月	前月比 (%)
農業用機械	96.4	85.4	△ 11.4	84.8	85.9	1.3
工作機械	102.1	93.6	△ 8.3	132.9	110.7	△ 16.7
自動車工業	92.9	92.6	△ 0.3	111.2	136.2	22.5
造船業	76.5	80.4	5.1	95.6	90.4	△ 5.4
化学工業 (除、医薬品)	98.0	71.6	△ 26.9	90.7	73.2	△ 19.3
繊維工業 (衣服縫製)	71.1	66.2	△ 6.9	71.5	72.7	1.7

5 鉍工業指数の推移

(季節調整済 令和2年=100)

区 分	生 産		出 荷		在 庫		
	岡山県	全 国	岡山県	全 国	岡山県	全 国	
令和2年	I 期	106.6	106.8	105.6	106.8	102.6	104.3
	Ⅱ	95.0	90.7	95.6	90.5	103.6	100.1
	Ⅲ	96.2	97.7	95.6	97.9	98.4	96.7
	Ⅳ	100.9	103.5	101.7	103.3	94.7	94.7
令和3年	I 期	104.9	106.3	102.7	106.3	95.2	94.0
	Ⅱ	100.3	107.5	96.3	107.3	91.0	95.4
	Ⅲ	101.0	103.3	100.8	101.3	93.4	97.5
	Ⅳ	98.7	104.6	99.4	102.7	96.4	100.5
令和4年	I 期	101.3	105.4	103.1	104.0	99.6	101.4
	Ⅱ	102.7	103.9	104.4	103.4	103.6	99.9
	Ⅲ	103.7	107.1	103.9	105.2	106.1	103.4
	Ⅳ	101.2	105.3	100.8	103.7	104.2	103.1
令和5年	I 期	100.4	103.5	101.0	102.7	105.5	103.6
	Ⅱ	101.1	104.8	100.4	103.9	105.5	105.5
	Ⅲ	102.1	103.3	100.1	103.0	100.4	103.6
	Ⅳ	106.1	104.4	102.8	103.6	101.0	102.7
令和6年	I 期	99.2	99.0	100.6	97.5	97.1	102.9
	Ⅱ	105.9	101.1	106.8	100.7	106.5	102.4
	Ⅲ	104.7	101.4	105.9	100.0	103.3	102.3
	Ⅳ	105.6	101.8	104.3	100.0	101.6	101.1
令和7年	I 期	101.0	101.5	98.7	99.9	99.6	102.1
	Ⅱ						
	Ⅲ						
	Ⅳ						
令和5年	12月	108.4	105.0	103.3	104.4	101.0	102.7
令和6年	1月	100.2	97.7	99.2	96.5	100.6	102.0
	2月	99.2	98.0	101.8	96.1	100.1	102.3
	3月	98.1	101.4	100.9	100.0	97.1	102.9
	4月	101.8	100.8	103.8	99.7	98.2	102.4
	5月	107.1	101.9	109.4	102.8	100.0	102.7
	6月	108.9	100.7	107.3	99.5	106.5	102.4
	7月	108.2	102.5	110.8	101.0	104.4	102.5
	8月	101.8	100.5	101.5	99.1	104.4	102.1
	9月	104.0	101.2	105.5	99.9	103.3	102.3
	10月	107.8	103.0	106.5	101.1	100.7	102.2
	11月	104.3	101.3	103.0	99.5	101.8	101.4
	12月	104.8	101.0	103.3	99.5	101.6	101.1
令和7年	1月	103.0	99.9	103.3	98.5	98.5	102.6
	2月	102.3	102.2	99.4	101.5	97.0	100.9
	3月	97.7	102.4	93.5	99.7	99.6	102.1
	4月	102.3	101.3	r 101.3	99.8	r 100.3	101.3
	5月	103.2	101.2	98.4	102.2	98.5	99.5

作 成 要 領

- 1 基準年次 令和2年=100
- 2 業種分類 原則として日本標準産業分類に基づいており、「飲料・たばこ・飼料製造業」は「食料品工業」に、「家具工業」は「その他製品工業」に組み替えています。
- 3 採用品目 生産指数は225品目(ただし、出荷指数は220品目、在庫指数は150品目)
- 4 算 式 ラスパイレス算式(基準時固定加重算術平均法)
- 5 ウエイト 基準年における、ある業種の鉱工業全体に対する基準額の構成比
- 6 寄 与 度 ある業種の増減が、全体をどれだけ増減させたかを表します。季節調整の関係で、上昇業種と低下業種の合計は、全体の動きと一致しないことがあります。
- 7 資 料 生産・出荷・在庫数量は主として生産動態統計調査などの既存資料を利用し、既存資料のない35品目については、直接調査により資料を収集しました。
- 8 季節調整 季節調整方法は、生産・出荷についてはセンサス局法X-12-ARIMA、在庫についてはセンサス局法X-12-ARIMAの中のX-11デフォルトを使用しています。
- 9 符 号 令和7年5月分は速報値です。後日、訂正を行うことがあります。訂正を行ったものには「r」を付記しています。
「x」は1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿としています。
「-」は該当数値なし、「0」又は「0.0」は単位未満です。

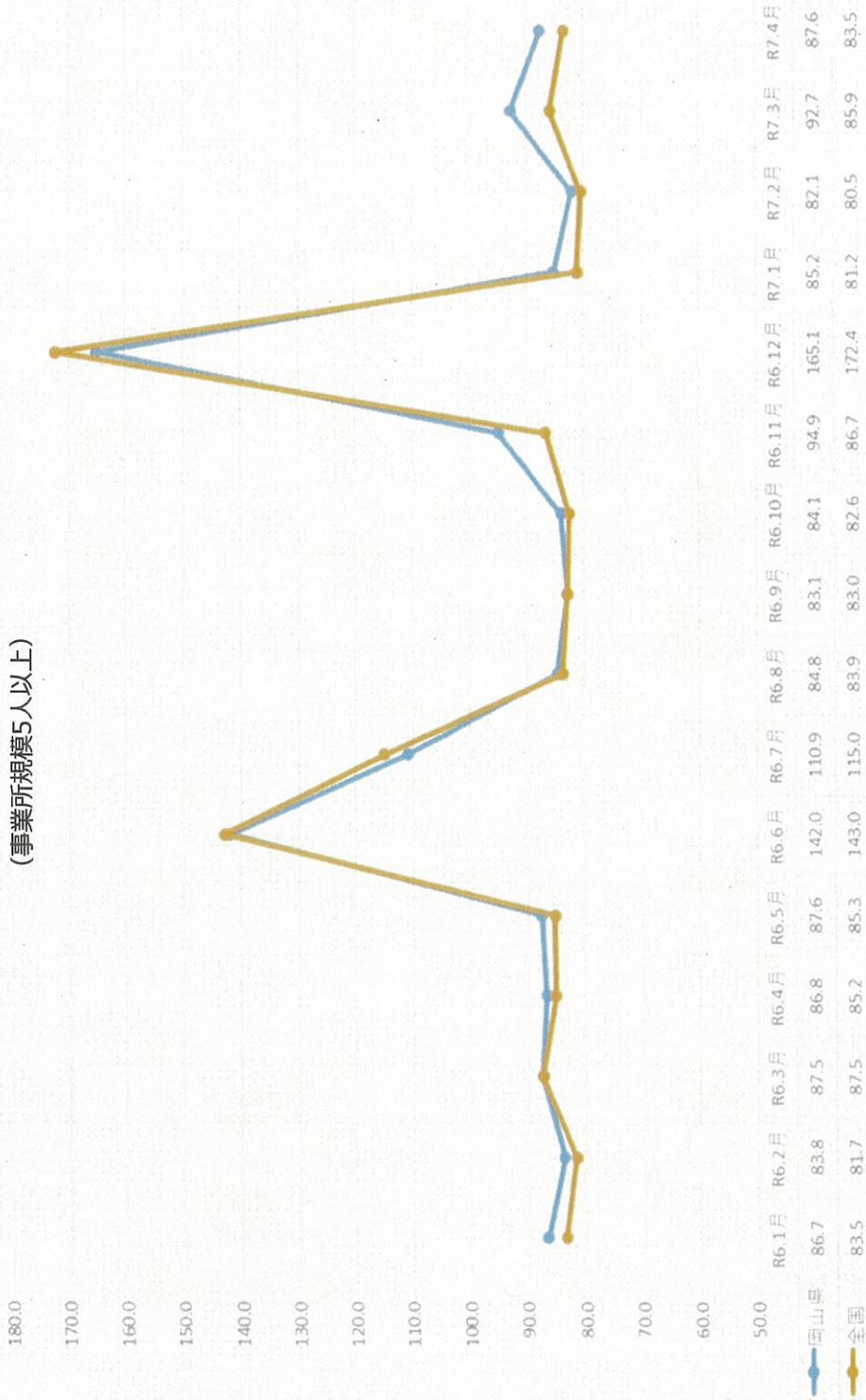
この岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

〒 700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県総合政策局統計分析課 分析活用班
TEL 086-226-7258(直通)
<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/15/>

実質賃金指数（現金給与総額の推移）

（令和2年平均＝100）

（事業所規模5人以上）



（資料出所）【全国】厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第6表：実質賃金指数」より作成。（R7.2月まで）

厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第1表：賃金指数」及び「2020年基準消費者物価指数時系列リスト」の「持家の帰属家賃を除く総合（全国）」をもとに岡山労働局賃金室において作成。（R7.3月より）

【岡山県】岡山県総合政策局統計分析課「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）」に掲載された、

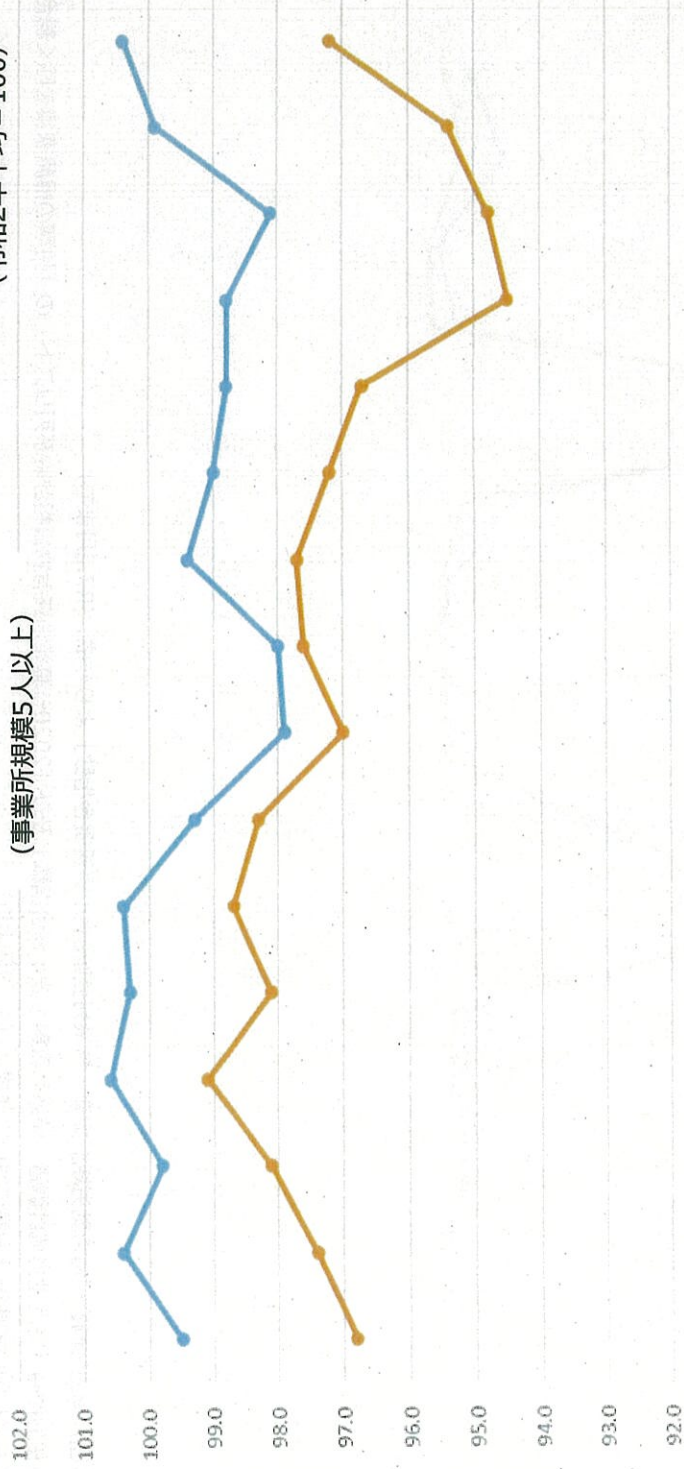
「2結果概要（1）賃金動き」の現金給与総額（事業所規模5人以上）指数及び「2020年基準消費者物価指数時系列リスト」の「持家の帰属家賃を除く総合（岡山市）」をもとに岡山労働局賃金室において作成。

（注）岡山県の実質賃金指数は、名目賃金指数（岡山県）÷消費者物価指数（岡山県）×100により算出。

実質賃金指数（きまつて支給する給与）の推移

(令和2年平均 = 100)

(事業所規模5人以上)



	R6.1月	R6.2月	R6.3月	R6.4月	R6.5月	R6.6月	R6.7月	R6.8月	R6.9月	R6.10月	R6.11月	R6.12月	R7.1月	R7.2月	R7.3月	R7.4月
● 岡山市	99.5	100.4	99.8	100.6	100.3	100.4	99.3	97.9	98.0	99.4	99.0	98.8	98.8	98.1	99.9	100.4
● 全国	96.8	97.4	98.1	99.1	98.1	98.7	98.3	97.0	97.6	97.7	97.2	96.7	94.5	94.8	95.4	97.2

(資料出所) 【全国】厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第6表：実質賃金指数」より作成。(R7.2月まで)

厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第1表：賃金指数」及び「2020年基準消費者物価指数時系列リスト」の「持家の帰属家賃を除く総合（全国）」

をもとに岡山労働局賃金室において作成。(R7.3月より)

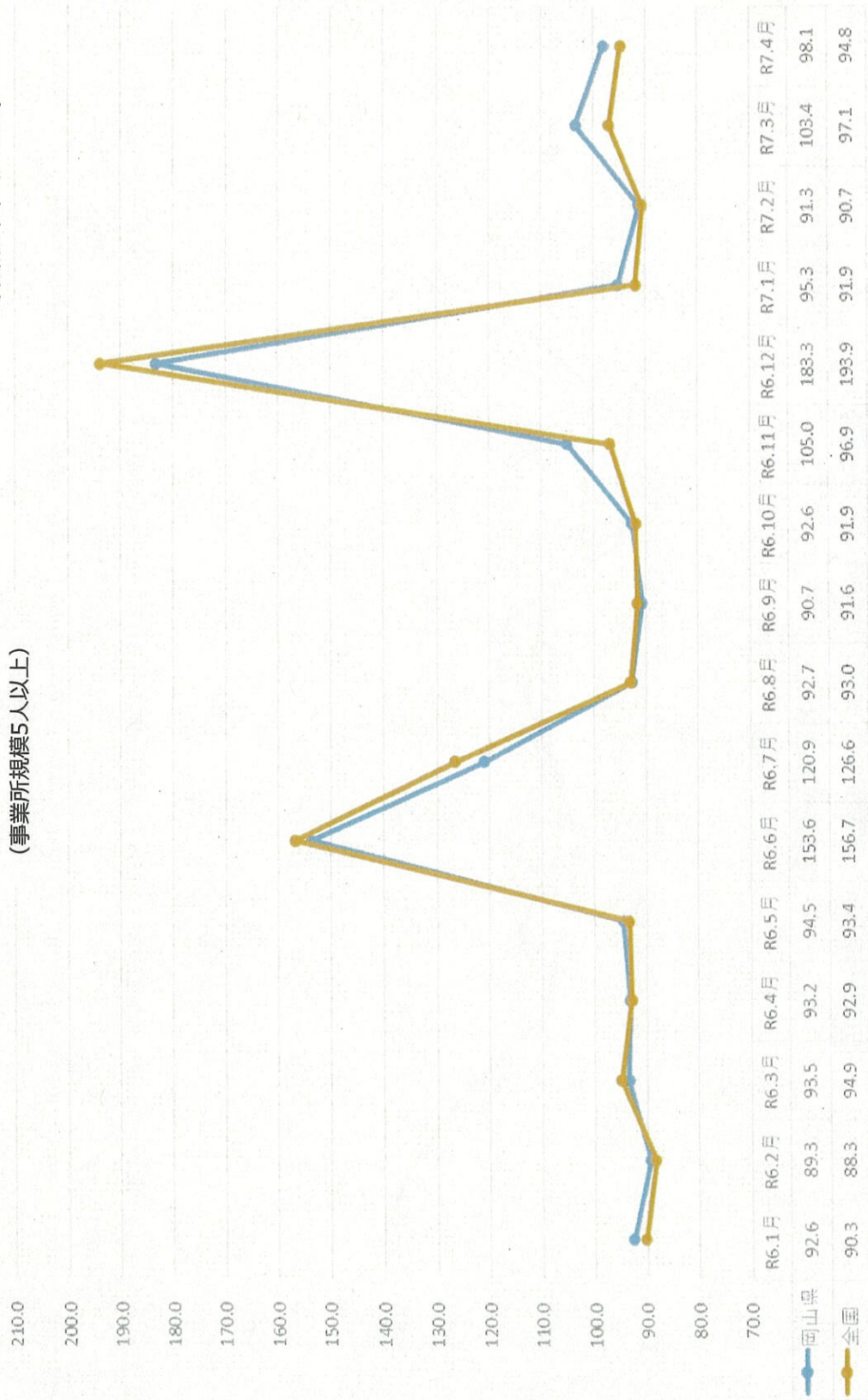
【岡山県】岡山県総合政策局統計分析課「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）」に掲載された、「2結果概要（1）賃金動き」の定期給与（事業所規模5人以上）指数及び「2020年基準消費者物価指数時系列リスト」の「持家の帰属家賃を除く総合（岡山市）」をもとに岡山労働局賃金室において作成。

(注) 岡山県の実質賃金指数は、名目賃金指数（岡山県）÷消費者物価指数（岡山市：持家の帰属家賃を除く総合）×100により算出。

名目賃金指数（現金給与総額の推移）

（令和2年平均 = 100）

（事業所規模5人以上）



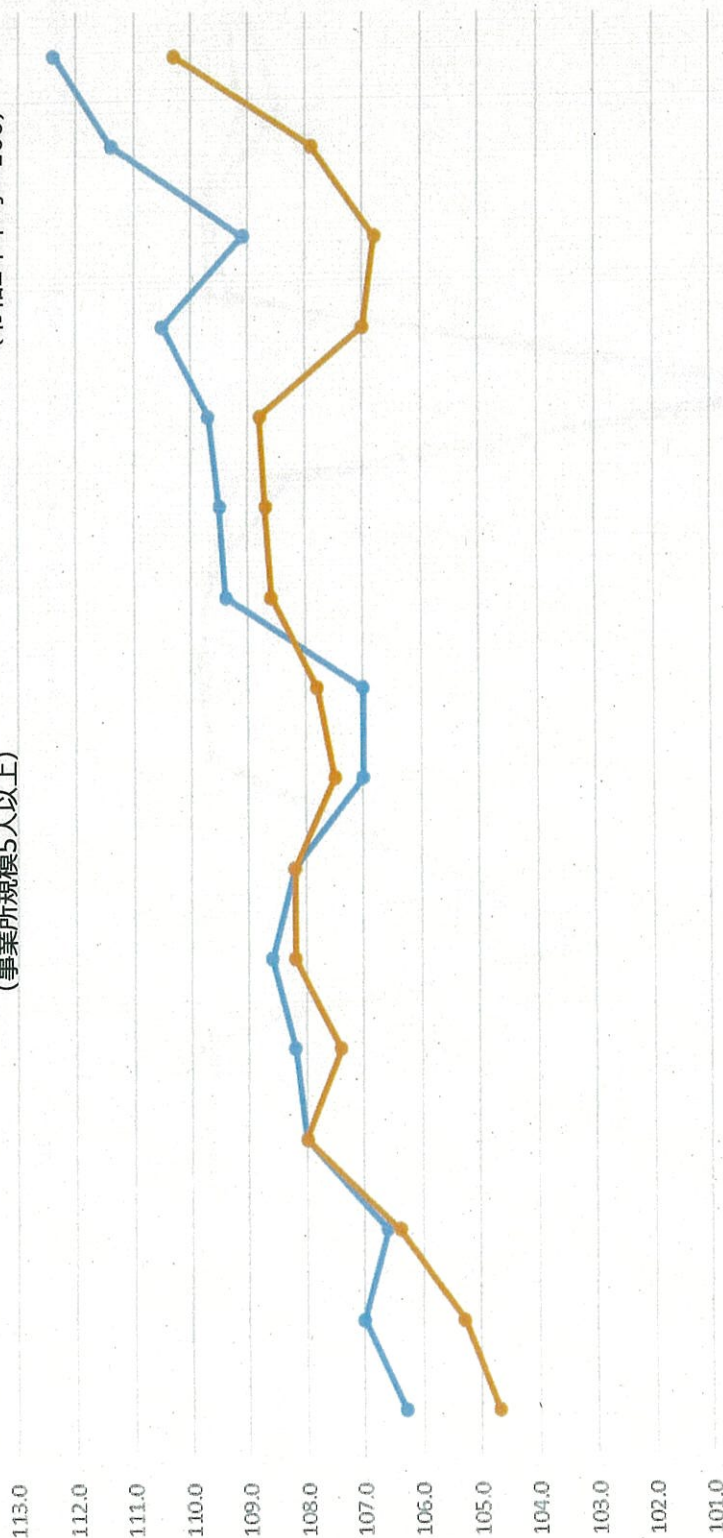
（資料出所）【全国】厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第1表：賃金指数」より作成。

【岡山県】岡山県総合政策局統計分析課「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）」に掲載された、「2結果概要（1）賃金動き」の現金給与総額（事業所規模5人以上）指数より作成。

名目賃金指数（きまつて支給する給与）の推移

(令和2年平均 = 100)

(事業所規模5人以上)



(資料出所) 【全国】厚生労働省「毎月勤労統計調査 時系列表第1表：賃金指数」より作成。

【岡山県】岡山県総合政策局統計分析課「岡山県の賃金・労働時間・雇用の動き（毎月勤労統計調査地方調査結果）」に掲載された、

「2結果概要（1）賃金動き」の定期給与（事業所規模5人以上）指数より作成。

業務改善助成金申請件数（岡山労働局）

【令和5年度】

	申請件数 通常コースのみ
令和5年4月	1
令和5年5月	7
令和5年6月	16
令和5年7月	21
令和5年8月	47
令和5年9月	86
令和5年10月	45
令和5年11月	67
令和5年12月	52
令和6年1月	53
令和6年2月	2
令和6年3月	27
合計	424

【令和6年度】

	申請件数 通常コースのみ
令和6年4月	18
令和6年5月	18
令和6年6月	22
令和6年7月	25
令和6年8月	68
令和6年9月	207
令和6年10月	14
令和6年11月	5
令和6年12月	24
令和7年1月	4
令和7年2月	0
令和7年3月	0
合計	405

岡山県最低賃金専門部会委員名簿

令和7年7月30日任命

岡山労働局

区 分	氏 名	現 職
公 益 代 表	片 山 裕 之	弁護士
	西 田 和 弘	岡山大学学術研究院法務学域 教授
	長 谷 川 珠 子	岡山大学学術研究院社会文化科学学域 教授
労 働 者 代 表	小 橋 政 次	自動車総連岡山地方協議会 議長
	高 山 伸 男	日本基幹産業労働組合連合会 岡山県本部 事務局長
	西 崎 知 佳	日本労働組合総連合会 岡山県連合会 副事務局長
使 用 者 代 表	石 黒 和 之	(株)共立精機 代表取締役社長
	鶴 海 元	カーツ(株) 監査役
	西 谷 治 朗	岡山県経営者協会 専務理事

(注)五十音順

岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書等

① 岡山県最低賃金の改定決定に係る意見書

郵政産業労働者ユニオン岡山支部 支部長

② 地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

一般社団法人岡山県タクシー協会 会長

③ 岡山県内の最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

岡山県労働組合会議 事務局長

④ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

生協労組おかやま 副委員長

⑤ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

生協労組おかやま 副委員長

⑥ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

生協労組おかやま 副委員長

⑦ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

生協労組おかやま 副委員長

⑧ 岡山地方最低賃金審議会への意見書

岡山県高等学校教職員組合 執行委員長

⑨ 最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

岡山県医療労働組合連合会 執行委員長

⑩ 岡山県最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

岡山医療生協労働組合 中央執行委員長

⑪ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合 書記長

⑫ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑬ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑭ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑮ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑯ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

⑰ 岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合

- ⑱ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

岡山医療生協労働組合

- ⑲ 岡山県内の最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

倉敷医療生協労働組合

- ⑳ 最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める組合員からの声

倉敷医療生協労働組合

- ㉑ 岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

岡山県労働組合岡山地域会議

- ㉒ 「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書

労働組合 岡山マスカットユニオン 執行委員長

2025年7月25日

岡山地方最低賃金審議会 御中

郵政産業労働者ユニオン岡山支部

支部長

(住所・連絡先) 岡山県岡山市北区中山下2-1-1

岡山中央郵便局私書箱 222 号



岡山県最低賃金の改定決定に係る意見書

- 1、岡山県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
- 2、地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正をすること。

上記の意見に関し理由を述べます。

- 1、この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数が 45 か月連続でプラスとなり、直近 5 月の前年同月比は 3.7% も上昇し、生活の厳しさはより増えています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちにしわ寄せがきています。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、郵政の非正規雇用の多くを占める「時給制契約社員」の基本給を地域別最低賃金額に連動させています。そして、毎年の賃金交渉(春闘)では、地域別最低賃金の改定によって時給を引き上げているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として最低賃金の改定は、時給制契約社員の時給に大きな影響を持ちます。

岡山県の郵政の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 982 円(端数繰り上げ)プラス 20 円で 1002 円です。個々人別には、評価による 6 段階の資格給が加算されますが、月収約 16 万円程度でしかありません。様々な範囲で節約をしていますが、米をはじめとした物価高の中で切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。むしろ、税金や社会保険等の天引きで、手取りは最低賃金引き上げ後もほとんど変わらないという声すらあります。

岡山県の最低賃金 982 円では、個人消費の拡大による「内需拡大」はもとより、生活の安定すら得られません。政府は 2020 年代に時給 1500 円を目指すとしていますが、5 年後では全く遅いです。岡山地方最低賃金審議会は、時給 1500 円を目指して大幅な引き上げ改定をすべきと考えます。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第

12条に基づき、岡山地方最低賃金審議会が再改定を建議すべきです。

2、2024年の地域別最低賃金の地域間格差は212円です。この都市と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題でもあります。昨年は徳島県の引き上げ額が84円になるなど「目安額」を上回る改定が多くの地方ありましたが、これは格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

私たちの郵便局は全国で同じ仕事内容をしていますが、橋一つ渡れば、電車で一駅先に行けば基本給が違うことが現実にあります。そのため、低い時給の郵便局には「募集しても応募がない」と人手不足に拍車をかけています。

全労連が全国27の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で1500円以上（月150時間）、直近の調査では、1700円必要との結果が出ています。標準生計費だけでなく最低生計費資産調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

岡山地方最低賃金審議会は、今年の審議において地域間格差をなくすべく、今年審議において全国一律制への改定を求めます。

以上

令和 7 年 7 月 28 日

岡山地方最低賃金審議会 会長 様



一般社団法人岡山県タクシー協会
会 長

地域別最低賃金額改定の金額審議について（要望）

平素はハイヤー・タクシー事業の適正運営と乗務員の労働条件の改善にご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

ハイヤー・タクシー事業においては、令和 2 年 2 月以降のコロナ禍、そして令和 3 年秋頃からの急激な燃料価格の高騰などにより、事業継続のためやむなく借り入れた融資金の返済や、猶予措置を受けていた社会保険料の納付などが、今なお経営に重くのしかかっております。

地方創世の一担い手であり、地域住民の移動を支える地域公共交通機関のタクシー事業におきましても、徐々に回復基調にあるとはいえ、今なお大変厳しい経営状況にあります。

特に、法人タクシー事業者は、事業者のほとんどが中小零細企業です。

中小零細企業が賃上げの原資を確保するためには、労務費の増加分についての価格転嫁に取り組むことが重要となります。しかしながら、ハイヤー・タクシー事業の主たる収入である運賃は国による認可制であり、自助努力のみによって価格転嫁を行うことは非常に困難です。

中小零細企業にとって、コロナ禍、燃料費の高騰、円安による物価高などの影響は極めて甚大であって、今後も厳しい経営が続きます。

物価上昇下における賃金の引上げの必要性については理解しておりますが、急激な引上げによる人件費の増加は、経営収入の大本が認可運賃である中小零細のハイヤー・タクシー事業者にとって経営環境に与える影響が大きすぎます。

ハイヤー・タクシー事業者は、限られた財源の中で、労働者の労働条件向上の観点から、最大限の努力を尽くして賃金の支払を行っているところです。

貴会におかれましては、最低賃金法第9条第2項に定める、「地域別最低賃金は、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定める」という基本原則に基づいて、慎重のうえにも慎重なる御審議賜りますよう要望いたします。
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

岡山県労働委員会 岡山県労働委員会書記官 岡田 隆



岡山県労働委員会書記官 岡田 隆

岡山県労働委員会



(署名) 岡田 隆

岡山県内の最低賃金を1,800円以上にすることを求める意見書

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田和弘 様



2025年7月22日

岡山県労働組合会議

事務局長

今年の参議院選挙では、「外国人が増えて治安が悪くなっている」「外国人の生活保護が増え、医療保険にタダ乗りしている」「外国人留学生ばかり優遇されている」「日本の土地が買い占められている」「日本人の労働も奪われている」といった外国人を排除しようとする発言が広がりました。

厚生労働省統計を見ると、2023年度の生活保護受給世帯のうち外国人世帯は約2.9%、医療費に占める外国人割合は1.39%でした。文科省による博士課程後期の学生への支援制度では、2024年度の支援対象の6割が日本人の学生です。土地に関しては、内閣府の調査によると2023年度の外国人・外国法人取得率は全体の約2%です。

決して外国人が優遇されているとは言えません。それでも、外国人ばかりが優遇されていると感じられ、排外主義に限りなく近い発言が増加したのは、それだけ労働者の生活が貧しくなっているからだと考えられます。

3月の全国消費者物価指数(生鮮食品を除く)は前年同月比で3.2%上昇と伸び率も拡大するとともに、農水省が発表したコメの相対取引価格は25,876円と一年前に比べて約2倍になるなど、物価高騰は進んでいます。それにも関わらず、実質賃金は低下し続けています。厚生労働省が発表した5月の毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上)によると、物価変動の影響を除いた実質賃金は前年同月比で2.9%減少しています。

「恒産無ければ恒心無し」という言葉がありますが、労働者の生活が安定しなければ社会不安はこれから先も増し続けることになります。1日8時間働けば、人間らしく暮すに足る最低生計費原則に基づいた審議を岡山地方最低賃金審議会に求め、以下の通り意見を表明します。

1. 岡山県の最低賃金を時給1,500円とし、早期に時給1800円の実現を図ること

現行の最低賃金982円でフルタイム(173.8時間)を働いたとしても、月収170,671円、年収は約204万8千円にしかならず、ワーキングプア水準です。岡山県労働組合会議が行った最低生計費試算調査の結果、岡山で20代単身者が生活するためには、月額27万円以上、時間額1,800円以上必要であるとの結論を得ました。全国27都道府県でも同様の調査が行われており、全国どこでも20代単身者が生活するためには月額27~28万円、時間額1,800~1,900円以上必要との結果が示されています。人間らしく暮らせる最低生計費は、都市部でも地方でもほぼ同額であることが明らかです。

なお、私たちは最低生計費算出にあたり月150時間の労働時間を設定しました。標準労働時間とされる173.8時間ではお盆・お正月休みなどが考慮されていない働き方となるため、ワークライフバランスが保障される労働時間でなければならないと考えているからです。173.8時間労働で換算した場合、時間額1,500円以上必要という結果になります。そのことから最低賃金1,500円は妥当な水準であると考

えます。

また、海外では多くの国で物価上昇や一般労働者の中央値を指標に、最低賃金の大幅な引き上げがなされており、オーストラリア 2,411 円、イギリス 2,216 円、アメリカのワシントン州では 2,421 円になっています。主要先進国の中で日本の最低賃金（平均）は低水準にあり、隣国の韓国の最低賃金よりも低い水準となっています。

世界的にみても日本の最低賃金の低さは際立っています。低すぎる日本の最低賃金が労働者全体の賃金引き上げを抑制し、消費活動の停滞を招き、日本経済の悪化、国際競争力を低下させる根本原因です。賃金を引き上げていかなければ本質的な解決にはなりません。すべての労働者の賃金を総合的に引き上げていくには、賃金の下限を定めた最低賃金を引き上げていくことが最も効果的であることから、岡山県の最低賃金を時給 1,500 円とし、早期に時給 1,800 円の実現を図ることを求めます。

2. 全国一律制度の制定を求め、国・厚生労働省に意見書を提出すること

昨年、中央最低賃金審議会は、一律「50 円」の目安額を示しました。この目安答申に対して、27 の地方最低賃金審議会が上乘せの答申を行い、徳島県が目安額 50 円に+34 円の 84 円増という大きな変化をつくりました。

地域別最低賃金制度を採用し続ける限り、最低賃金の低い地域はその現状の支払い能力や経済状況が勘案されて議論されるため、低いままに決定されるという構造的な問題があります。最低賃金に地域間格差があることによって、最低賃金が低い地方から、高い都市部へと労働力人口が流出する要因になっています。

最低賃金の地域間格差は、労働者の賃金格差となるだけでなく、公務員賃金、生活保護、年金、保険料に至るまで様々な制度に格差をもたらしています。その結果、地方の高齢化と過疎化が進み、活力が奪われ、地域経済の疲弊を招いているのです。

地方から大都市への人口流出を食い止めることができなければ、地域経済を冷え込ませ、人手不足のさらに深刻化させます。地域別制度を改め全国一律制度を実現することを求め、岡山地方最低賃金審議会として国・厚生労働省に意見を表明してください。

3. 最低賃金の引き上げを円滑に実施するための施策を求める意見書を国に提出すること

政府は、最低賃金を「2020 年代に全国加重平均 1,500 円」まで引き上げることを目標とし、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の施策パッケージ案」（施策パッケージ案）を示しました。これは、支払い能力ありきでなく、最低賃金（賃金）を上げることで、政府の施策を強化し、企業努力を促すものです。しかし、歴史的な物価高騰の中で時間額 1,500 円では、人間らしい暮らしには程遠いのが現実です。達成に 5 年もかかるのでは遅すぎるうえ、政府目標が地方別最賃の加重平均であって全国一律ではないことないのは不十分です。

働けば、誰もが人間らしい生活が得られるようにすることは、国の責任であり、最低賃金はその責任を果たす重要な賃金規制です。しかし、中小企業の支払い能力がないことが、最低賃金があがらないことを正当化する理由とされてきました。

日本の企業の99.7%が中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。最低賃金引き上げ目標実現のためには政府による中小企業支援強化が欠かせないことは明らかなです。

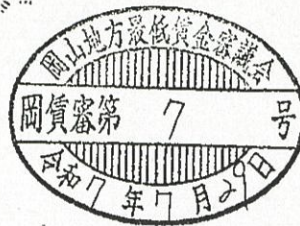
賃金を「企業収益の分配」として考える「支払能力論」では、賃金は労働者にとって生計費であると同時に「労働の適正な対価」とであるという原則を見失わせます。中小企業・小規模事業者の賃金引き上げを困難にしている原因は、労働の対価を保障できない価格設定、流通機構の問題だからです。適正な賃金が保障できる価格設定を可能にする仕組みづくりが必要です。

政府による「施策パッケージ案」は、労働者や企業に生産性向上、効率化、省力化（人員削減）を主としており、労働者の生計費が考慮されているとは言えません。政府として最低賃金（賃金）の引き上げをかけるならば、「生産性向上、効率化、省力化」ではなく、中小企業・小規模事業者が求めている、社会保険料（事業主負担）減免や、いくつかの自治体を実施している賃金引き上げ分の直接補助を実施すべきであると考えます。

物価高騰から生活を守り、物価上昇率を上回ることはもちろん、労働者の生活改善が実感できる、全国どこで働いても人間らしい生活ができる大幅な引き上げと、地域間格差を解消していくメッセージになる目安とともに、最低賃金の引き上げには中小企業に対する支援策の抜本的な強化を求める提言を出していただくことを求めます。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 28 日

生協労組おかやま

副委員長

岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

現在、岡山県の最低賃金は 982 円です。急激に進む物価高騰の中、この金額ではフルタイムで働いたとしても年収は 176 万程度で、自立した暮らしはできません。非正規労働者が全労働者の 4 割にも迫ろうとしている今、夫婦共に非正規、独身、シングルで子どもを扶養している等、労働者の事情は様々です。しかし共通しているのは、非正規労働者は最低賃金近傍の低賃金で働いているということです。

岡山県労働組合会議が行った最低生計費試算調査では、岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上、年収 324 万は必要であることが明らかにされています。今の最低賃金がいかに非人間的な暮らしをおしつけているかが分かります。

私たちは、生きていくために多くの我慢をしています。できるだけ節約し、欲しいものも買わないことが普通になっています。米を買うのも我慢して、麺類が食卓に上り、肉の代わりに魚肉ソーセージやちくわを多用するようになりました。ガソリン代も家計を圧迫するので外出を控え、ドライブもしていません。賃金が上がらないため、消費を抑えて耐え偲ぶ物を買えない人ばかりで物が売れない国になっているのではないでしょうか。

労働組合の組織率は 2 割以下です。そのため自分の賃金にこだわり、たたかう術の無い 8 割の労働者にとって、最低賃金の引き上げがベースアップにつながっています。中小企業への支援策と共に最賃の大幅な引き上げが必要です。

石破首相は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円を実現すると目標を掲げています。1,500 円で月 150 時間働いた場合、月額 22 万 5 千円、年収は 270 万円となりますが、この金額でも現在の物価状況を加味すると不十分です。徳島県では昨年最低賃金を 84 円引き上げたことで、県内の経済が活性化していると言われています。岡山県でも目安額にとらわれない議論を進め、大幅な引き上げを求めます。

以 上



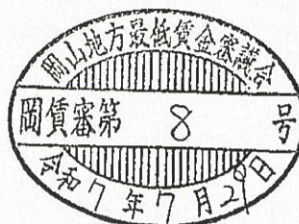
国民教育の発展とこれに伴う教育費の増大

わが国は戦後の一、二十年間、驚くべき速さで経済成長を遂げた。その結果、国民教育の水準も著しく向上した。その一方で、教育費の増大も著しい。この増大は、教育の質の向上と、教育の普及の両面から見て、当然の現象である。しかし、教育費の増大が、国民の負担を過度に増大させ、教育の機会を失わせることにならないよう、政府は教育費の増大を抑制し、教育の機会を確保する必要がある。

教育費の増大は、教育の質の向上と、教育の普及の両面から見て、当然の現象である。しかし、教育費の増大が、国民の負担を過度に増大させ、教育の機会を失わせることにならないよう、政府は教育費の増大を抑制し、教育の機会を確保する必要がある。教育費の増大は、教育の質の向上と、教育の普及の両面から見て、当然の現象である。しかし、教育費の増大が、国民の負担を過度に増大させ、教育の機会を失わせることにならないよう、政府は教育費の増大を抑制し、教育の機会を確保する必要がある。

教育費の増大は、教育の質の向上と、教育の普及の両面から見て、当然の現象である。しかし、教育費の増大が、国民の負担を過度に増大させ、教育の機会を失わせることにならないよう、政府は教育費の増大を抑制し、教育の機会を確保する必要がある。教育費の増大は、教育の質の向上と、教育の普及の両面から見て、当然の現象である。しかし、教育費の増大が、国民の負担を過度に増大させ、教育の機会を失わせることにならないよう、政府は教育費の増大を抑制し、教育の機会を確保する必要がある。

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

生協労組おかやま

副委員長

岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。この金額で 1 日 8 時間、月 150 時間働いた場合、月額 14 万 7 千円程度の収入であり、年収は 176 万 7 千円程度でワーキングプア水準です。急激に進む物価高騰の中、この金額では到底暮らしていきません。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされています。

私は 4 人子供がいます。上の子 3 人は独立しましたが、末の娘は大学生で、まだまだお金が掛かります。学費はすべて奨学金に頼っていますし、自分の小遣いはもちろん、教科書代や、携帯代、自動車教習代に至るまで娘のアルバイト代でまかなってもらっています。娘には「何で教習代まで出さんといけんの？頑張ってアルバイトしても遊びに行くお金が残らん」と文句を言われます。確かに次々と子どもが独立し、出ていくお金は減りました。ですがそれまでの子育て、生活費にかかったお金の出どころは借金です。ダブルワークをしても、食費を抑えても、借金をしなければ到底生活できませんでした。今、その借金を必死で返済している状況です。

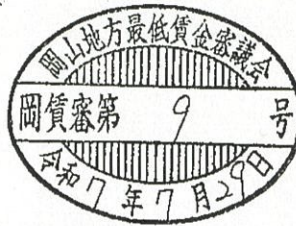
岡山県の最低賃金は低すぎます。お隣の広島県は 1,000 円を越えています。最低生計費試算調査で、岡山県で普通の生活をするためには時給 1,800 円以上必要なことがわかっています。物価上昇率に賃金上昇率が追いついていないという数字も出ています。お肉を買うのも、野菜を買うのも高くて躊躇する毎日です。スーパーに行けば、まず見切り品の棚の野菜を見るし、牛肉なんて数ヶ月買っていません。子どもに奨学金という借金を負わせていることに罪悪感を持ちながらも将来のことを考える余裕もなく、ひたすら今を生きていくしかない現状がいつまで続くのでしょうか。

今すぐにも最低賃金を 1,800 円にしてほしいですが、石破さんは最低賃金を 2030 年までに全国平均 1,500 円にすると断言しています。それを信じるならば、少なくとも毎年 104 円以上上げないと岡山県の最低賃金は 1,500 円になりません。

これからも物価が上昇し続け、賃金が増えないのであれば命の危険さえ感じます。私たちの生活、命をもっと重く考えてください。少しでも中央審議会の目安額よりも上乗せされた答申を強く望みます。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 28 日

生協労組おかやま
副委員長 [REDACTED]

岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

岡山県においては、多くの女性や高齢者が非正規・低賃金で働かざるを得ない現状があります。現在の最低賃金の水準で働いても、日々の暮らしに不安を抱える現実が改善されておらず、今回の中央目安額では全く不十分と言わざるを得ません。目安額以上の上積み強く求めます。

具体的な実態としては、女性の多くが「最低賃金＝生活の基盤」になっているということが上げられます。特に子育て・介護・ひとり親世帯などでは、短時間でしか働くことが出来ず、結果、最低賃金に生活を依存している実態があります。男女間の賃金格差解消の一步としても、最低賃金の上積みは重要です。

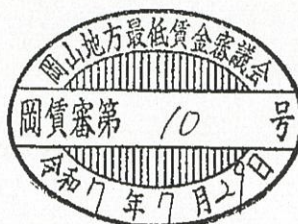
また、高齢者の生活支援の観点からも、最低賃金の大幅な引き上げが早急に必要です。年金だけでは生活が立ち行かず、補填のために働いている高齢者が増えています。一方で、加齢による体力の制約などを抱えながら、暮らしのために低賃金で長時間労働を強いられる現実は極めて深刻です。健康維持と生活の両立を図るには、より高い時給水準が不可欠です。

最後に、地方における担い手不足、人口減少、介護や子育て支援の担い手確保のためにも、女性や高齢者が安定して働ける環境の整備が急務です。最低賃金の上積みは、そのための最も基本的かつ直接的な政策です。

以上により、岡山県の最低賃金については、国の目安にとどまらず、地域の実態と弱い立場にある労働者の声を反映した上積み強く要望いたします。どうか、生活と労働の現場の声を真摯に受け止めていただき、現実に即した判断をお願い申し上げます。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

生協労組おかやま

副委員長

岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。この金額で 1 日 8 時間、月 150 時間働いた場合、月額 14 万 7 千円程度の収入であり、年収は 176 万 7 千円程度でワーキングプア水準です。急激に進む物価高騰の中、この金額では到底暮らしていけません。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされています。

現在 28 歳の私の給料は、手取りにして 23 万円程度です。昨今の物価高騰で、本当にひもじい思いが募っています。今後起こり得る、結婚をし、家庭を持ちマイホームを購入する。そういったライフイベントにも目を背け続けています。現状を鑑みると考えたくもありません。全く展望が持てません。贅沢はおろか生活するだけで一杯一杯です。バイクでのツーリングや旅行が趣味でしたが、生活が苦しく、生活の足しにするためにバイクは売却し、旅行はもう久しくいけていません。人間らしい文化的な生活を送るためには、まずは賃上げが必須です。

石破首相は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円を実現すると目標を掲げています。1,500 円で月 150 時間働いた場合、月額 22 万 5 千円、年収は 270 万円となります。この金額でも現在の物価状況を加味すると不十分です。

時給が 1,800 円になれば、現状と比較すると月収にして 5,0000 円の賃上げになります。現状のみすばらしい生活を変える最低限の金額だと思います。将来の備えに手が回るようになり、趣味にもお金を使えるようになるはずで。時給 1800 円でやっと展望が持てる、人生が切り開けるボーダーラインです。今期の最賃引き上げは、一労働者の、真剣で切実な思いがかかっていることを、どうかご認識ください。何卒最低賃金の大幅な引上げをよろしくお願いします。

以 上

2025 年 7 月 28 日

岡山地方最低賃金審議会 長 殿



岡山県高等学校教職員組合
執行委員長

岡山地方最低賃金審議会への意見書

働く者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展のためにご尽力いただいている委員のみなさまに敬意を表します。今年度の岡山地方最低賃金改定に向けて、岡山県高等学校教職員組合としての意見を述べさせていただきます。

この間の春闘など労働組合の運動により、賃上げ率が5%を超え、1991年以来の高水準となっていることが報じられていますが、コメをはじめとする物価高騰により、一時金の支給期以外は実質賃金がマイナスとなる状況が続いています。

政府も、最低賃金を全国平均で時間額1,500円とする目標を「2030年代半ば」から「2020年代」に前倒ししましたが、現行の岡山県の最低賃金は982円で、全国加重平均1,055円より73円低くなっており、前年度より差が拡大しています。このままの格差が温存されると、岡山県で最低賃金1,500円が実現するまでに何年もかかることになってしまい、地域間格差の解消につながりません。

近年は少子高齢化の影響もあり、様々な業種で人手不足が深刻化しています。高校や大学には、介護や保育などを学ぶ課程が設けられていますが、これらのケア労働に関わる事業所の賃金は最低賃金ぎりぎりの水準にとどまっており、労働条件の厳しさも相まって、新規学卒者が安心して働き続けられるような状況にありません。私たちが携わっている学校教育の現場でも、校務技術員、調理員、介助員、農場管理員などのパート教職員が、会計年度任用職員として時間額1,170円で働いており、大幅な賃上げが求められます。

つきましては、最低賃金のあり方について、次のとおり意見を申し上げますので、岡山地方最低賃金審議会でのご議論に反映させていただきますようお願いします。

記

1 岡山県の最低賃金を時間額1,800円以上に引き上げてください。

岡山県高等学校教職員組合も加盟する岡山県労働組合会議は、最低生計費試算調査を実施しています。コロナ禍前の2020年の調査では、岡山市内で若者が普通の暮らしをするために月額24万円以上、時間額1,600円以上が必要であることが分かりましたが、その後の物価高騰を反映させると、月額27万円以上、時間額1,800円以上が必要との結論に達しています。これに対して、現行の岡山県最低賃金時間額982円はあまりに低すぎます。

昨年の人事院勧告及び岡山県人事委員会勧告は、初任給で2万円以上の引上げとなり、岡山県の行政職の高校卒初任給も月額24,000円引き上げられ197,300円となりました。これに伴い、会計年度任用職員の時間額も140円引き上げられ1,170円となりましたが、政府の目標額1,500円や私たちの調査による必要額1,800円とは大きな開きがあります。

物価高騰を上回る賃上げを実現するためにも、これまでの水準を超える大幅な最低賃金の引上げが必要です。

2 全国一律最低賃金制度の必要性を建議してください。

2023年度からランク制度がA～Cの3ランクに改められ、24年度を目安額はA～Cランクのすべてで50円の引上げとされました。B・Cランクとされた各地方最低賃金審議会の多くで目安額を上回る答申が行われ、特に徳島県では84円の引上げが実現しています。こうした動きは、地域間格差の解消を目指したものであり、岡山県においても兵庫県や広島県との格差を解消させる最低賃金の引上げが求められます。

そもそも、地域別最低賃金制度を維持したままでは地域間格差の解消にはつながらず、事業の公正な競争の確保や国民経済の健全な発展といった最低賃金法の目的を達成することはできません。コンビニエンスストアなど、全国で商品の価格はほとんど変わらないのに、そこで働く労働者の賃金が、県境を越えただけで違うのは不合理です。使用者にとっても、地域別最低賃金が人材確保の面で障害になっていると聞いています。先に触れた岡山県労働組合会議の最低生計費試算調査の結果でも、最低生計費は全国どこでもそれほど差がないことが明らかになっており、最低賃金は全国一律で設定するべきです。

岡山地方最低賃金審議会として、全国一律最低賃金制度の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。

3 中小企業への特別補助策の実施を建議してください。

最低賃金の引上げは中小企業の負担が大きいという議論がありますが、そもそも日本の中小企業支援策は規模が小さすぎます。中小企業支援策の拡充と合わせて、政策的に最低賃金を引き上げるべきです。岡山県内でも求人意欲の高い中小企業が多く、高等学校にも多くの求人が寄せられていますが、大企業との賃金格差が大きく、慢性的な人手不足で事業の継続が危ぶまれるような状況も見られます。

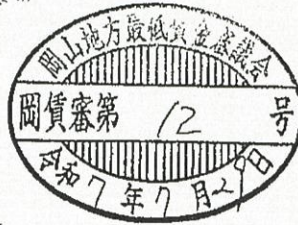
政府も賃上げ支援策を実施していますが、業務改善助成金やキャリアアップ助成金は活用のための条件が厳しく、賃上げ促進税制は赤字の中小企業には効果がありません。すでに岩手、徳島、奈良、群馬、茨城といった県では、賃上げを実施する中小企業を直接支援する施策が導入されており、実効性のある中小企業への特別補助策が求められます。

岡山地方最低賃金審議会として、中小企業への特別補助策の必要性を議論していただき、岡山労働局長に建議してください。

2025 年 7 月 28 日

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様



岡山県医療労働組合連合会

執行委員長

最低賃金額の大幅引き上げを求める意見書

労働者の賃金向上のためにご尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護現場には、看護師はじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数いますが、非常に低い賃金水準におさえられています。特に介護職においては、全産業平均に比べて月額 81,465 円も低く（厚生労働省・令和 5 年賃金構造基本統計調査）、担い手不足は深刻です。介護や給食の現場で働く非正規職員は最賃近傍の時給で働いています。正規で雇いたくても雇えない低い報酬制度のために、過酷な労働実態と社会的役割を考えれば、専門職とは思えない低賃金です。

さらに、患者・利用者に価格転嫁できない委託費や水道光熱費などの高騰が報酬で償還されないために、6 割を超える病院が赤字経営を余儀なくされています。そんな中で、他産業と同じように賃上げがなされず、仕事に見合わない低賃金就是他産業への転職を促し、看護師・介護職員の不足に拍車をかけています。養成が必要なが選ばれない職種となってきています。地域医療・介護は崩壊寸前です。

加えて、診療報酬、介護報酬は、全国一律であるにもかかわらず、地域別最低賃金の地域間格差と見事にリンクし、全国どこでも同水準の医療・介護を提供しても、賃金は地域によって大きな格差が生じています。

私たちも参加した最低生計費試算調査では、都市部と地方で生計費にはほとんど差がないことが明らかとなりました。岡山県では 20 代単身者が生活するためには、月額 27 万円以上、時間額 1,800 円以上が必要という調査結果です。

岡山県では、女性・若者の流出が多いと聞きます。県内の女性雇用者の 44% がパート労働者であり、最低賃金改定の影響を大きく受けます。そして、県内で最も多くの女性が働いているのが医療・福祉分野です。

最低賃金の引き上げは、医療・看護・介護の提供体制の改善、質の向上にも直結します。地域間格差を是正し、健康で文化的に働き続けられる、最低賃金の大幅引き上げを求めます。

以上

岡山地方最低賃金審議会

会長 西田 和弘 様



2025 年 7 月 28 日

岡山医療生協労働組合

中央執行委員長

岡山県最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

まず初めに、1800 円を実現することの根拠は、2025 年に岡山県労働組合会議で実施した最低生計費資産調査の結果、岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされているからです。

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。私の働く岡山医療生協でも最低賃金で働く仲間がいますが、介護で働く事務職員や調理員は初任時給 990 円です。たとえ時給 1,000 円だったとしても一日 7.5 時間で年間休日 115 日を引いて 250 日働くと、年収 1,875,000 円となり、200 万円にも満たないワーキングプア水準となります。パートには一時金が正職員の 1/4 しか出ませんからそれを含めたとしてもやっと 200 万円に届く程度です。これでは人間らしい生活を送ることは出来ないと思いませんか。ぜひこのことを念頭に、岡山県の最低賃金をいますぐ 1,800 円以上の早期実現をお願いします。

日本ではいまだに全国の最低賃金は一律ではありません。隣り合った県の最低賃金に差があるために、より賃金の高い方へ労働人口の流出が起こっています。医療で働く私たちの賃金も例外ではありません。診療報酬、介護報酬は全国一律であるにも関わらず、最低賃金の地域間格差を反映した所定内賃金という結果がでています。東京は家賃が高いから給料が高いと言われてますが、その分地方では車は必要不可欠であり、維持費など考えると生活にかかる費用はさほど変わりはありません。

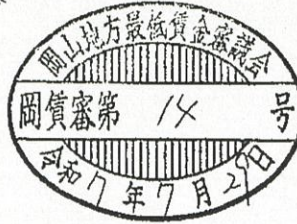
病院経営者からは、「医療材料費や光熱費の値上がりによりますます経営は困難になっている。患者の命を最優先に考えているが職員の生活も守りたい。しかし、職員のベースアップ要求にこたえたくても応えられない」と悲鳴を上げています。国の医療・介護に対する援助は必要不可欠です。

日本の企業の 99.7%が中小零細企業であり、労働者の約 7 割が中小企業で働いています。中小企業は、賃金を大幅に引き上げる体力を持ち合わせていないのは事実であり、持続可能な経済を実現するためには地方経済を支える主役である中小企業・小規模事業者が最低賃金の引き上げに対応できる特別な支援策と財政措置が求められます。

わたしたちも、最低賃金の引き上げのためには中小企業に対する支援策の抜本的な強化が必要であると考えています。岡山地方最低賃金審議会の中でもこのことを真摯に議論されるようお願いします。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合
書記長 [Redacted]

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。この金額で 1 日 8 時間、月 150 時間働いた場合、月額 14 万 7 千円程度の収入であり、年収は 176 万 7 千円程度でワーキングプア水準です。急激に進む物価高騰の中、この金額では到底暮らしていきません。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされています。

私は医療・介護施設で働いています。現場では高齢者や障がい者の生命と生活を支える責任ある仕事を担っていますが、その責任の重さ、国家資格をもち 15 年を経過したものとは思えない低い賃金水準だと思います。最低賃金の水準は医療・介護現場と紐づけです。

最低賃金の大幅な引き上げが地域の医療・介護現場における人材の確保と雇用の安定にも直結しています。

私は蒜山出身です。高齢化の進む地域です。そこでも介護の担い手不足が深刻となっています。

職員数が不足すれば必要なケアが行き届かず結果として「介護ネグレクト」が発生します。今、バリバリ働く労働者の家族に介護が必要となったとしても、利用できる介護事業所がなければ在宅介護が必要となってしまいます。そうなれば岡山という土地で働く労働者ですら確保できなくなります。

石破首相は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円を実現すると目標を掲げています。1,500 円で月 150 時間働いた場合、月額 22 万 5 千円、年収は 270 万円となります。この金額でも現在の物価状況を加味すると不十分です。

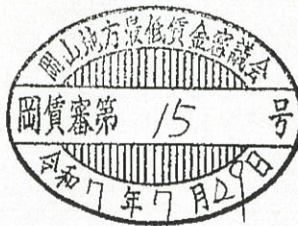
徳島県では昨年最低賃金を 84 円引き上げたことで、県内の経済が活性化していると言われています。岡山県でも目安額にとらわれない議論を進め、岡山県の将来的発展を見据えた大幅な引き上げを実現することを求めます。

最低賃金の大幅な引き上げがされれば、医療・介護労働者の大幅賃上げや、人員確保が可能となり、岡山にとって必要不可欠な安全かつ安心の医療介護提供が可能となります。隣県への労働者の流出も防ぐことが可能です。同じ資格を持っているのかかわらず、働く県の違いによる年収の格差を是正し誰もが安心して暮らせる社会の実現のために大幅な賃金改定を望みます。

また最低賃金での生活を経験し、岡山県は車社会となった地域です。田舎への帰省等がバス・汽車では困難であると感じ買い物一つ安全にできません。また新聞一つ取る支出すら生きていくために制限を強いられました。情報の遮断が健康で文化的な生活と言えるのでしょうか？

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生協労働組合中央執行委員・本職はハイケアユニットの看護師です。生命の危機的状況にある患者の治療・看護・ケアを行う病棟です。コロナが流行った際に入職しましたが患者の受診控えによって重症化している実感があります。患者も受診のお金がないや病院までの移動手段がないということをよく聞いています。岡山県南部は病院がたくさんありますがその反面弱者がいることも事実です。

6 月は梅雨に入るため野外での活動が少なくなるといことで、青年委員で最低賃金体験を設定しました。6 月は幸いにも健康障害はありませんでしたが、夜勤が 11 回もありそのストレス発散の転嫁として旅行に行けない分外食しました。最賃生活中ということもあり大分我慢をしました。やはり削るといえば食費になり安いものを質素にという生活でした。

最低賃金が 1500 円になったら看護師としての給料も上がるためスキルアップのための勉強や、学会で最新の情報を学び患者のために生かしていきたいと考えています。私は心不全療養指導士の資格を持っているのでさらに知識を深め重症化して苦しむ患者を 1 人でも多く減らしていきたいです。また人間としては経験が財産になると考えているので新婚旅行で香港に行きましたが、アメリカやタイなどの海外へ行って歴史や文化に触れ感性を豊かにしていきたいと考えています。

既婚者なのでこどもの人数についても考えることができと思っています。1 番したいことは世界の夢の国であるディズニーランドをパートナーとすべて行くことがやりたいこととなります。

自分の生活だけではなく患者も含めた私の周りの人からの意見としては今すぐにでも最低賃金を 1500 円以上にはしてほしいという希望はありますが、その反面私たちの生活に必要な場所やお店などが赤字で倒産する可能性があるのです。まずは大幅引き上げを行い岡山県民の生活を守っていく必要があると考えています。特に岡山県は 1950 年代に朝日訴訟も経験しているので全国に先駆けた大幅引き上げを行い日本国憲法の「生存権」を尊重する県にしていくべきだと考えています。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

私は総合病院で常勤の看護師として働いています。夜勤は規定上限まで、残業も大体月 20 時間程度していますが、手取 25 万円未満です。額面だけみると多少余裕があるように思われますが、広島から岡山に出てきて働いているのでアパート代や生活費はすべて自分で賄っており、さらに私には看護学生の頃に患った持病があるので定期受診と服薬治療、通院用の交通費にもお金がかかる状況です。(治療のためにはある程度規模が大きい病院でないといけないので地元では治療を受けることすら困難) そうすると手取 25 万円程度あっても自由に使えるお金はほとんどありません。

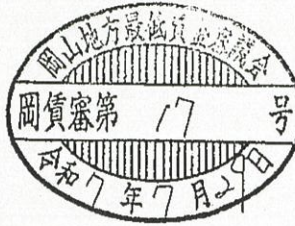
なので、たまに実家に行こうかなとか旅行に行こうかなと考えると、受診や検査はもちろん薬代はものによって費用が高くなるので、極力通院頻度を減らしてもらい、高い薬は使わないようにしてもらおうといった相談を医師としなければなりません。

時間給が 1800 円になったら収入に余裕ができるため、体調に合わせた通院や検査、服薬治療を充分に受けることができます。さらに県外の交通費が高くてなかなか会いに行けていない祖父母や両親にも気兼ねなく会いに行くこともできます。治療のために家族と離れて暮らすことになったのに、たまに家族に会おうとすると治療を断念しなければならない現状は問題があると思います。

時間給を 1800 円に値上げして生きているうちに大切な家族にもっと会えるようにしてください。よろしくお願いします。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金的大幅引き上げを求める意見書

私は病院で看護師をしており、今年で二年目になります。岡山医療生協組合に所属しています。就業規則で副業は禁止されているため毎月の収入は18万円程です。看護師として働き始めた時よりも収入は低下しており、日々仕事と生活のバランスを考えています。自分の今後の生活について不安を覚え、賃金の引き上げのため最低賃金生活体験に参加しました。

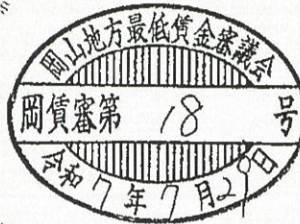
1日のうちで使える金額を計算した時に、体験でも1ヶ月継続する事は難しいと感じました。体験中は仕事中でも休みの日も生活のことについて考えていました。普段の買い物や仕事帰りでコンビニによる時にいつも以上に値段を気にするようになりました。一品でも購入すると他に使えなくなるという考えが常にありました。体験の為我慢せずに購入しましたが、自分の好きな物を買う時に躊躇してしまうことでストレスが溜まりました。

最低賃金が引き上げられた時には、一人暮らしを考えているため将来への貯金を貯めたいと考えています。今の収入では毎月の貯蓄もごく僅かで今後も物価が上昇していく事を考えると全く安心できません。生活するために必要なお金を稼ぐ仕事で疲れが溜まり、それを緩和することにも費用が発生しています。とても将来の事を考える余裕はありません。勤務場所が変われば車の購入も考えないといけません。私に限らず、ほとんどの方は生活が豊かになることを望んで働かれていると思います。しかし自分の生活の質を上げる為に精神が疲労しては何のための労働なのかがわかりません。労働に対しての正当な報酬が本当に支払われているのか今回の体験で疑問に思いました。

現在の最低賃金をどのように算出されたのかはわかりませんが、私の労働環境でこの収入が継続した場合、生活することは不可能だと思いました。今回は医療を受けていませんが、今後年齢を重ねるにつれて支出は増加していくと思われます。これからも岡山県で生活していきたいと考えていますが、不安が絶えません。他の県の行動を見ると、賃金の引き上げは可能であると確信しています。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

HCU 私はHCUの看護師として働いています。重症患者が多く残業も度々あります。シフトは三交代制で日勤より夜勤の方が多いい月もあり、休みはほぼ準夜明けしかなく連休ありません。収入は月25万前後ですが家賃や生活費、車のローンや保険を払うと手元に残るお金は少しです。毎日責任感と多重課題に追われ常に疲労困憊状態の中仕事をしています。この賃金でこの先も生活していくと考えるとぞっとしますし、仕事量と賃金が見合っていないことに対する不満もあります。

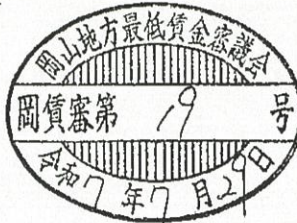
私は22歳で社会人2年目です。憧れの看護師になれたのにこれだけ働いてこの給料なら辞めたいと思ってしまっている自分もいます。20代の1番楽しみたい時に時間もお金も足りておらず仕事ばかりの毎日です。もう少し生活に余裕がほしいです。どうか賃金を上げてください。

賃金が上がれば仕事やお金のことばかり考えていた生活から少し余裕ができ自分の時間が増えます。自分の身体も休まって、仕事とプライベート両方が充実すると思います。夜勤の回数が減ると明け休みが少なくなり休みが休みとして過ごせます。友達と遊べる時間が増えることでより仕事を頑張ろうと思えると思います。体調も整います。給料が全てではないとは思いますが給料が高いことで仕事に対してのやる気やモチベーションに繋がるのは事実だと思います。

看護師2年目ですが仕事は長く続けていきたいです。最低賃金を上げ、自分の生活も豊かにしながら仕事も頑張っていきたいです。最低賃金は今すぐ1,500円まで引上げてもらいますよう、お願いします。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

再雇用になって給与収入が半分になりましたが、岡山でふつうの生活をするには時間額 1,800 円（岡山県労働組合会議の最低生計費試算調査）が必要とされます。1 か月間最低賃金体験をしました。いまの最低賃金 982 円では、食べるだけで終わってしまいます。しかも夜遅くスーパーに行き、体のために野菜も食べたいですが高く食べられません。半額の炭水化物だらけの弁当を買い安い焼酎を飲み自我を忘れて 1 日が終わります。

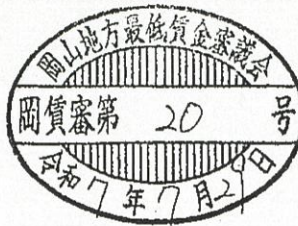
休みの日には、電気代が高いのでエアコンの節約のため、1 日図書館で過ごす必要があります。水道代も高いので 1 日おきのシャワーとなります。夏服も秋になったら安くなるので買う事ができます。病気になったら死ぬ覚悟が必要です。さらに、冠婚葬祭に参加するお金もないので、付き合いが全くできません。これで人生いいのかと思ってしまう。

時間給が 1,800 円になったら、まず健診を受け、何処か悪いところがないか確認して、病気が有れば治します。次に生命保険に入り、働けなくなっても一時的に安心して生活できるようにして、ストレスの軽減をします。飲み会に年に数回は参加して、思いっきり楽しみたいです。

少なくとも今すぐ 1,500 円以上までは最低賃金を引き上げ、1,800 円の時間給をめざしてください。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 24 日

岡山医療生協労働組合

岡山県内最低賃金の大幅引き上げを求める意見書

岡山医療生活協同組合所属、岡山東中央病院・栄養科で管理栄養士として勤務しています。仕事内容は入院患者さんの給食を作るための調理補助、食材納品管理、食札管理、栄養管理計画書の作成等多岐にわたります。患者さんに美味しく安心して食べてもらえるよう日々仕事をしています。

日々の生活は食料品、生活用品の最低限必要なものの購入となりました。お休みもなるべくお金を使わないようにと心掛けてしまいかえって働いている方が気が休まるのかと思うほどでした。私は独身ではないので話したりする人が身近にいたので良いのですが交際費、趣味の時間を持つためには苦しいだろうなと思います。

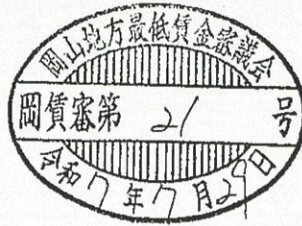
賃金が上がったら水泳が好きなのでスポーツクラブに加入したり、習い事をしたいと思います。本や雑誌などの購入やたまには外食や旅行など余暇を満喫したいと思います。自分の時間を充実させ、意欲向上につなげたい。

また、貯蓄をしていざというときの備えをしておくことは安心にもつながると思います。今この収入では電化製品が壊れた時など不意の出費にはとても耐えられないように思います。

今の最低賃金では本当に最低賃金です。生きていくのがやつとで希望が見えません。今は疲れ、この先は老いていくだけではつらいと思います。食料品は値上げ、消費税、社会保険料も上がるばかりで賃金は上がらずでは苦しいばかりです。貯蓄もできず病気やケガなどの時、とても不安になりそうです。

今の社会情勢に見合った賃上げを早急に実現していただきたく思います。

以 上



2025 年 7 月 7 日

岡山医療生協労働組合労働組合

岡山県内賃最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。この金額で 1 日 8 時間、月 150 時間働いた場合、月額 14 万 7 千円程度の収入であり、年収は 176 万 7 千円程度でワーキングプア水準です。急激に進む物価高騰の中、この金額では到底暮らしていきません。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされています。

私は病棟看護師として働いています。収入は月額約 25 万円です。独身での生活であればこの金額でも生活していくことは可能でしょう。しかし、今日の止まらない物価高騰の中、今後結婚をして家庭を持ち子どもを育てていくという今後のライフイベントを考えた時に、家族が不自由しない生活をしていくには今の収入では不十分だと感じます。日本で少子高齢化が叫ばれて久しいですが、子どもを授かるという決断をするにはやはり金銭的ゆとりがあってこそだと思います。実際、私も今の収入のままで子どもを授かることは不安に感じます。少子化に歯止めをかけるためにも、全産業の給与水準を上げることは必要不可欠だと考えます。

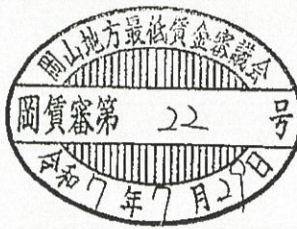
石破首相は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円を実現すると目標を掲げています。1,500 円で月 150 時間働いた場合、月額 22 万 5 千円、年収は 270 万円となります。この金額でも現在の物価状況を加味すると不十分です。

私は 2025 年 6 月 1 日から 6 月 31 日にかけて、最低賃金生活体験を実践しました。実践してみて一番に感じたのは、最低賃金では健康で文化的な生活をするには圧倒的に収入が足りないということです。実際に最低賃金では食費と日用品分の費用しか賄えない状況でした。つまり、仕事をして家に帰ったら食事をしてお風呂に入り寝てまた次の日仕事に行く、という生活しかできないということです。日本国憲法第 25 条において、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障されています。しかし、果たしてその生活で文化的な生活ができているといえるのでしょうか。現在、岡山でも瀬戸内国際芸術祭が開催されるなど芸術文化も発展し、最近ではファジアーノ岡山 FC を筆頭にスポーツ文化の醸成も目覚ましいところです。そういった文化的コンテンツに触れることができる生活をするためには、やはり最低賃金 1,800 円への引き上げが必要です。

徳島県では昨年最低賃金を 84 円引き上げたことで、県内の経済が活性化していると言われています。岡山県でも目安額にとらわれない議論を進め、岡山県の将来的発展を見据えた 大幅な引き上げを実現することを求めます。

以上

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



2025 年 7 月 28 日

倉敷医療生協労働組合

岡山県内の最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

現在の岡山県の最低賃金は 982 円です。この金額で 1 日 8 時間、月 150 時間働いた場合、月額 14 万 7 千円程度の収入であり、年収は 176 万 7 千円程度でワーキングプア水準です。急激に進む物価高騰の中、この金額では到底暮らしていきません。岡山県労働組合会議が行った最低生計費資産調査では岡山でふつうの生活をするためには時間額 1800 円、月額 27 万円以上必要であることが明らかにされています。

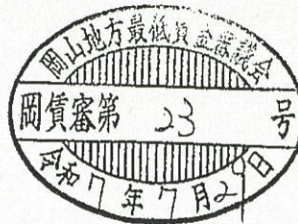
私は半日 3.5 時間週 5 日契約で働いています。年金も受給しながら夫の扶養範囲内で調整しています。老後の生活資金を貯金するために元気に働きたいと思っています。

石破首相は最低賃金を 2020 年代に全国平均 1,500 円を実現すると目標を掲げています。1,500 円で月 150 時間働いた場合、月額 22 万 5 千円、年収は 270 万円となります。この金額でも現在の物価状況を加味すると不十分です。

最低賃金 1,800 円は夢のようですが、最近の物価高騰はすごい勢いで進んでいます。1,800 円になったとしても生活が楽になるか不安があります。現在、貯蓄の方に回せない分、1,800 円になったら余裕ができて貯蓄できると思いますが、現実はどうなるか心配です。今まで使いたくても使えなかったことへ消費する気がします。

徳島県では昨年最低賃金を 84 円引き上げたことで、県内の経済が活性化していると言われています。岡山県でも目安額にとらわれない議論を進め、岡山県の将来的発展を見据えた大幅な引き上げを実現することを求めます。

以 上



2025 年 7 月 28 日

倉敷医療生協労働組合

最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める組合員からの声

①

夫婦共働きで常勤で働きたいが、子育て中では夏休みや子どもの下校時間など母親が正社員で働くことに無理があり、パートを選ばざるを得ない環境です。お金はもちろんですが、子育て世代が働きやすい環境にもしてほしいです。最賃とあまりかわらない時給では生活は苦しいです。

時給が最賃とほとんど変わりません。働いても、働いても税金や社会保険料やその他惹かれるものが多く、手元に残るお金は本当に少ないです。物価高騰で余計に感じるものが最近多くなりました。1,800 円になれば、心や気持ちにゆとりができる気がします。子どものために使えるお金も増え、我慢させずに済むのではないのでしょうか。習い事もさせてあげられます。1,800 円になったからと言ってすぐに生活が楽になるとは思いませんが、早く最賃を上げてほしいです。

②

60 歳を過ぎて親の介護をしながら働いています。体の調子を整えながら働くのはもちだしの方が上回ってしまうこともあります。

親のデイサービスの日だけ働いているので、自分のこと家族のことなどで休みをとると給料がゼロなので、これから 1,800 円になると少しは気持ちが楽になります。

③

私は介護福祉士で働いています。収入は毎月 14 万円前後です。この金額では生活が苦しいのでダブルワークをして生活を支えています。誇りをもって働いていますが、資格があっても時給が最賃とほとんど変わらず、労働の対価には見合いません。物価高騰の中、賃金をいち早く上げてもらわないとまともな生活はできません。

時間給 1,800 円になったら、生活に余裕ができ月々の生活費のストレスも軽減され、仕事も集中でき、人間関係や職場環境もよくなり、モチベーションも上がり質の良い看護・介護もでき患者さんにも良いことづくめになります。

以 上

2025 年 7 月 28 日

岡山地方最低賃金審議会 会長殿



岡山県労働組合岡山地域会議

岡山県内最低賃金を 1,800 円以上にすることを求める意見書

私は岡山の大学に通う大学生です。現在、学費と生活費を賄うためにトリプルワークをしています。今従事している中で一番時給が良い仕事は、時給 1600 円の英語教師の仕事です。始めた頃は「なんて待遇が良いんだ!」と思いましたが、業務の特性上フルタイムで勤務させてもらえるわけでもなく、専門職とも言える仕事にしては、頂けるお給料の額はそこまで良くはないことに気付きました。

もちろん他の仕事に比べれば良い報酬なのは事実なのですが、逆に言えば、他の仕事の時給が低すぎるのではないかと感じ始めています。学費だけでも半年で 50 万円かかります。加えて生活費のことも考えると、とてもやっていけません。

最低賃金が 1800 円になったら、生活に余裕ができ、学業にもより集中できるようになります。また、私は一定時間働いているにもかかわらず、雇用形態によって生活していける・いけないが変わるのは正当ではないと思いますが、最低賃金が上がれば、「働けば自力で暮らしていける社会」に近付くと思います。

私は高校生の時、歴史の授業で、「日本は労働者の賃金が低かったから国内での消費が少なく、外国がものを買ってくれなくなった時に経済が回らなくなってしまい、結果として戦争に向かうことになった」と習いました。賃金が上がれば消費も活性化し、日本経済も元気になり、最終的には平和につながります。

目安額にとらわれない大幅な引き上げをお願いします。

以 上

岡山地方最低賃金審議会 御中

2025年7月25日

「岡山県最低賃金」の改正に関する意見書



岡山市北区

090-469

労働組合 岡山マスカ

執行委員長

1. 早急に最低賃金の時給を「1900円」以上とすること。且つ、その金額が税および社会保険料などの公課を控除してもなお「1700円」以上であること。
2. いわゆる「非正規」雇用、短期雇用、臨時雇用、日雇といった、期間が限定され雇用の不安定な労働者については、労働時間が本意に短く抑えられている場合が多く、社会保険なども整備されていない職場も多いので、生活安定のため早急に最低賃金を1よりも大幅に高い水準とすること。
3. 最低賃金審議会では為された議論については、「専門部会」も含めた全ての審議を全面的に公開し、市民に対する公聴会の開催、議事録の全面公開など、労働者市民に開かれた運営方法に改める措置を早急を実現すること。
4. 審議会の「本審」省略を行わず、丁寧に回数と時間をかけた審議を行うこと。
5. いわゆる「ワーキングプア」とよばれる層の労働者と関わる機会が比較的多いユニオン、合同・一般労組の代表者を、労働者代表委員に2人以上選任して、当事者の声を反映させる措置を早急を実現すること。
6. 各地方最低賃金審議会の開催の予定および、意見書提出、意見陳述、傍聴、異議申立書提出の機会などを、マスコミ（特に地方新聞）で広報し、労働者市民に広く参加をよびかけ、周知させること。
7. 3～6のために、意見陳述、傍聴を含めた審議のための時間の枠を増やすこと。審議の会場に広い公共施設を使用すること。
8. 各年度の最低賃金の改定には、物価の上昇を忠実に反映させること。
9. できるだけ早く、1から9の方向で、（最低賃金の保障を目的とする助成金制度等の創設、拡充と一体のものとして）全国、全産業で同一（もちろん、国籍、性別などによる差別は禁止）である新しい最低賃金制度を一日も早く確立するよう、内閣、厚生労働省および中央最低賃金審議会に要請すること。

理由

- 1：憲法 25 条で定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の内容は、人間がただ単に「飢えて死ななない」最低限度の水準であればよいというのではなく、家族や友人と「ささやかなぜいたく」を楽しむことの可能な賃金が保障されるということである。
- 2：多くの労働者が、リーマン・ショック以後の世界大不況、「人減らし」のための外注化・「非正規」職化、コロナ禍および災害に伴う解雇などによって不安定な立場になった（なりつつある）状況において、現行の水準の最低賃金では安心して暮らすことができず、最低賃金を多少上回っていても「最低限度の生活」は絶対にできないのが実情であること。
- 3：企業に対しては「業務改善助成金」、「働き方改革推進支援助成金」など、賃金底上げを条件とした助成金制度が既に幾つかあるのに、現在の日本においては「最低賃金を大幅に上回る水準」を直接保障する所得保障制度は存在していないこと。
- 4：最低賃金の水準が低いままに抑え込まれていることが、年金・保険制度の空洞化、崩壊状態につながっていること。
- 5：今日、賃金は一部の業種では上昇しているようにも言われているが、「正規雇用」の数は多くなく、派遣や契約社員などの「非正規」雇用が多い。最低賃金ギリギリの賃金は「非正規」雇用の労働者に適用されることが多く、当事者の生活の安定をはかるためには大幅な最低賃金の底上げがどうしても必要であること。
- 6：「最低賃金 1500 円」の要求を、既に幾つかの団体が提出している一方で、「労働者代表」として任命される委員は大労組出身者が殆どであり、当事者である「ワーキングプア」とよばれる貧困層の労働者が、審議会の議論で実質的に「蚊帳の外」に置かれたままであるのは、完全に不公平、不正義であること。
- 7：「ハイブリッド戦争」、事実上の「第三次世界大戦」と言われるウクライナ戦争の開戦以降、世界経済における供給システム、物流などの混乱が拡大したことによって、食糧、エネルギーなどの価格は高騰を続けており、物価高が労働者の生活を確実に脅かしており（特に本年は主食のお米の価格高騰）、多くの労働者は現在の最低賃金の基準では生存できないほど追い込まれていること。最低賃金を大幅に引き上げる措置が早急に必要であること。

以上